

社団法人日本新体操連盟
平成 24 年度第 1 回理事会議事録

1. 会議名： 平成 24 年度第 1 回理事会
2. 日時： 平成 24 年 6 月 28 日（木）17 時 00 分～18 時 00 分
3. 場所： 東京都千代田区丸の内 1-7-12
「東京ステーションコンファレンス サピアタワー601」
4. 構成員現在数： 17 名
5. 出席役員： 二木 英徳（会 長）朝倉 正昭（副 会 長）石崎 朔子（副 会 長）
福本 隆（副 会 長）荒井 隆（専務理事）関田史保子（常務理事）
渡辺 守成（常務理事）池田真喜子（理 事）岡 久留実（理 事）
橋本 千波（理 事）藤島八重子（理 事）
秋山エリカ（理 事）上村 郁代（理 事）崇島 慎一（理 事）
谷口 裕代（理 事）谷原 誠（理 事）田中 元（監 事）
以上 16 名（うち委任状出席 5 名）
その他監事 1 名（うち委任状出席 1 名）
6. 欠席役員： 山崎 浩子（理 事）岩本 晃（監 事）
以上 2 名
7. 議案：
決議事項
第 1 号議案 平成 24 年度第 1 回総会について（定款第 5, 29, 39 条関連事項）
第 2 号議案 その他

8. 議事の経過及び結果

- (1) 議長による開会宣言
（社）日本新体操連盟・定款第 24 条第 2 項の定めにより議長を会長二木英徳がつとめ、開会宣言を行った。
- (2) 議事録署名人の選出
定款第 32 条により、議長は議事録署名人を福本隆副会長と荒井隆専務理事にする事を議場に諮り承認された。
- (3) 定足数の確認
定款第 25 条の定めにより、理事会出席者数委任状含めて 16 名であることが岡理事より告げられ、議決定足数を満たしている事が報告された。
- (4) あいさつ
議長は挨拶をすませ、池田理事が進行を務めるよう依頼した。
- (5) 議決事項
第 1 号議案 平成 24 年度・第 1 回総会について（定款第 5, 29, 39 条関連事項）
議長は説明者として池田真喜子理事を指名し、池田理事は下記内容の説明を行った。

1. 総会について

「社団法人日本新体操連盟平成 23 年度第 1 回総会」が 6 月 28 日木曜日午後 18 時 15 分に開催する。報告内容の確認、スケジュール確認等を行いたい。

2. 平成 23 年度登録状況報告について

平成 23 年度は

加盟団体数 567 団体

登録選手数 8,968 名

愛好者数 32,854 名

審判員数 1,190 名

指導者数 1,452 名

であった。23 年度は震災があり、「震災の為登録を見合わせます」など自粛する方がおり、22 年度に比べ 10 クラブ減少した。しかし、24 年度では通常に戻り、過去最高の 590 クラブが登録申請頂いている。

3. 「第 20 回全日本新体操クラブ選手権」について

8 月 27 日から 29 日に東京都「東京体育館」にて開催された。

震災の影響で地方大会が中止になり、クラブ選手権に参加する選手が多くなった。参加者は 40 クラブ程増え、過去最高の 233 クラブ 699 名が参加した。

4. 「第 11 回全日本新体操クラブ団体選手権」について

9 月 18、19 日千葉県「幕張メッセイベントホール」にて開催された。

今大会も「クラブ選手権」同様震災の影響からか、15 チームほど参加が増え参加者は 135 クラブチーム 844 名が参加した。

後ほど決算のところでも説明するが、「幕張メッセイベントホール」で開催したことにより、体育館使用料が高くなり、また移動宿泊費など経費が増えた。

5. 「イオンカップ 2011 世界新体操クラブ選手権」について

大会は 10 月 28 日から 30 日にかけて「東京体育館」にて開催された。

世界各国から選手が集まり、盛大に開催された。

6. 「第 12 回日本新体操祭」

「イオンカップ」2 日目の 10 月 29 日「東京体育館」で開催した。

参加者数は 48 クラブ 1537 名であった。

7. 「第 14 回全日本新体操チャイルド選手権」

「第 11 回全日本新体操キッズコンテスト」について

今回は 410 クラブ 897 名の参加者を集め、2 月 24 日から 26 日にかけて「東京体育館」にて開催した。

8. 「平成 22 年度セミナー」について

「初級集中講義」を 2 回

「上級セミナー」を 1 回

「審判セミナー」を 3 回

実施した。

以上が事業報告となる。

(質疑・意見)

二木会長より、登録選手数の内訳について、登録費を払ってもらっているのはどの学年からかと質問があった。また、参考としてチャンバラ協会が日本体育協会に加盟し、30万人を超える愛好者がいる事が報告された。

池田理事より、登録選手数は名前をもらって選手として登録している選手の数で、登録料は中学生以下は無料。また、クラブ会員数というのは数字だけもらっている愛好者の数になる。

荒井専務より、セミナーが減っている原因は何かと質問があった。

池田理事より、現状セミナーにマンネリ感がある事。また海外との距離が縮まったことで、地方の方が独自に海外より講師を招いてセミナーを行っていたりする。セミナー内容を検討する必要がある。

9. 収支決算について

「予算」について

予算はもしもの事を考え低めに作成している。

「世界新体操クラブ選手権」について

予算については昨今の経済状況をふまえ、スポンサー収入の減少など見積もって予算を組んでいたが、スポンサー収入が昨年実績と同じほどあり、予算より3000万円多い2億704万6868円であった。

支出についても、参加チームが増え、スポンサーも増えた為対応費等が増えた。ただし、支出自体は昨年実績と同様の支出で2億703万7471円であった。

「指導者海外研修会」について

参加申し込みを受け付けたが、最低人数に達しなかったため中止となった。その為、収入支出ともに0円計上となっている。

10. 合計

以上により、平成23年度事業活動収入合計は2億7143万5643円。事業費支出計が2億3922万421円。管理費がほぼ予算計上通りで3422万9751円。事業費支出と管理費を合わせ、2億7345万172円が23年度の支出合計となった

23年度収入から、支出を差し引きマイナス201万4529円が当期収支差額となった。

前期繰越金1688万8895円から当期収支差額マイナス201万4529円を差し引いた1467万4366円が次期繰越となった。

11. 貸借対照表、財産目録

23度は流動資産が約201万円のマイナス、負債はなく0円。

よって、平成24年3月31日時点の正味財産は昨年度より、201万4529円減少し、基本財産、資産等含め3629万8422円となった。

(質疑・意見)

二木会長より、イオンカップでは収入も増えたが、支出も増えたのかと確認があった。

渡辺常務より、以前予算を減らした理由は、リーマンショックの際スポンサー収入が減るものと思われ、予算を減らした経緯がある。ただ、近年ではスポンサー収入も回復しているので、実績を反映して予算書を作っても良いのではないか。確かに昨年はイオンカップテレビ放映権料で全国放映する為に別枠を購入した経緯があったため経費がかかったと意見があった。

池田理事より、イオンカップの決算額は昨年実績とほぼ同じであるが、イオンカップは大きな大会の為、計り知れない部分がある。予算をもしもの時を考え収入部分を低めに作成していた関係で予算と見ると差異が大きく見える。ただし、近年ではスポンサー収入が回復しているため、次回作成時には実績を反映して作成できると思われる。

二木会長より、次回以降前年度実績を反映して作成していく事が意見され、予算書は前年度実績を反映して作っていく事となった。

12. 公益法人移行申請について

法改正により、25年11月30日までに「公益社団法人」「一般社団法人」のどちらかに移行しないと解散となる。「公益」と「一般」の違いは税制面など優遇措置がちがう。本連盟では優遇措置のある「公益社団法人」に移行申請する。

申請に際し、名称の変更や法律上定款変更が必要となってくる。定款案を作成にあたり、内閣府のガイドラインにそって作成してみたので確認願いたい。総会で決議されれば50種類近くある書類を作成し、申請するスケジュールである。

13. 定款について

まず、本連盟の名称に「公益」をつけ「公益社団法人日本新体操連盟」となる。そして次にこの定款案の中で最も大きく変更が出ているのが第6条になる。

現定款では、加盟クラブが正会員となり、正会員が総会を構成する社員となっていた。例えば500クラブあったら、全クラブに出席して頂く事となっていたが、現実的に全国に散らばる全クラブが総会に出席するのは難しいため、代議員制度を設け、選挙で選ばれた代議員で総会を構成する事となる。

代議員の選挙方法は理事会で決める事となる。代議員の定数は25人以下としてある。文部科学省の検査では委任状の印鑑の押し方までチェックが入るため、全クラブが社員として総会を構成するのは現実的に難しい。また、社員が欠席する事はできるが、委任はできない。決議の方法については第17条に記載されている。

第19条で理事の事を記載しているが、現状と同じく15名以上20名以下となっている。

第13条で定時総会の開催について5月又は6月に1回開催となっている。現状は計画総会と報告総会の2回行ってきたが、新しくは報告総会がこの定時総会となり、計画総会は法律上臨時総会扱いとなる。

第14条召集については電磁的方法つまりメール等での召集方法を法律に従い採用する事ができるようにした。

法律は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」となっており、「公益社団法人」にて申請する本連盟とは違う法律かと思われるかもしれないが、今回の改正の基本法が「一般法」であって、「公益法」は「一般法」で定められた法人が公益法人に認定される為の法律となる。

第 17 条でも同じく法律に従い、議決権の行使方法、決議の省略について設けている。

第 25 条ではガイドラインにより理事の報酬について定款に定めるとのことで、本連盟は総会の議決によって報酬を支給する事ができる事を記している。

第 30 条報告の省略、第 31 条決議の省略も法律に従い省略する事ができるようにした。

第 43 条公告についてであるが、広告方法はホームページなどの電子公告を採用する。事故ある時には、官報つまり官庁の機関誌による方法を採用する。

(質疑・意見)

渡辺常務より、総会の社員数は下限を設けた方が良い。20 名以上 25 名以下が良い。

二木会長より、総会の社員数は 25 名以下とすると 25 人が目安になってしまう為下限を設けた方が良い。20 名以上が良い。また、20 名以上とし、出席して頂けるようにしたいと意見があり、代議員数を 20 名以上 25 名以下とする事となった。

以上の後、第 1 号議案「平成 23 年度・第 1 回総会」について可決された。

第 2 号議案「その他」について

議長は議場にその他議案が無いか確認したがその他の議案は出なかった。

(5) 閉会宣言

議長は他に質問、意見がないのを確認し理事会の終了を宣した。

この議事録が正確であることを証するため、議長ならびに議事録署名人は次に署名押印する。

平成 24 年 6 月 28 日

社団法人 日本新体操連盟 平成 24 年度第 1 回理事会

議 長 二 木 英 徳

議事録署名人 朝 倉 正 昭

同 荒 井 隆